

防災市民組織補助金説明会Q&A (R7.7.11時点)

説明会の質疑応答時間に頂いた質問及び説明会終了後に書いていただいたアンケートでの質問についての回答をまとめました。

NO	質問	回答
1	Q: 変更交付申請書の提出はどのタイミングなのか。	A: 交付決定以降に金額などが変わった際に提出していただきます。
2	Q: AEDについてリースの場合が補助金交付の対象外となっている理由は。	A: 現状では、補助金交付要綱上、補助対象とする経費を購入費用と定めておりますので、リース料は対象外としております。
3	Q: 土のうについて複数回使用するアクアブロックは、補助金の対象となるのか。	A: 1回しか使えないものが対象外となるので、複数回使用できるものについては対象となります。不明な場合は、申請していただくときに商品の仕様などをご相談ください。
4	Q: 補助金の交付が決定する前に購入し、領収書を提出することで補助金の交付申請をすることは可能か。	A: 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに発注・納品・支払・領収したもので補助金交付の対象となっていれば原則は可能です。しかし、補助金申請受付締切日(9月5日)で取りまとめた額が予算額を超えた場合、すべての組織の申請額を一律で減額して交付決定するので満額に達しない場合がございます。
5	Q: 消火栓のホースは補助金交付の対象となるのか。	A: 購入する際に商品の仕様などをご相談ください。
6	Q: 非常食・非常用飲料水の限度額をあげてもらえないのか。(物価高などの影響により)	A: 次年度以降の予算に向けて検討します。
7	Q: 重点推進資器材の限度額について、世帯数が50世帯を超えるごとに6千円の加算とあるが、50単位で加算されるという認識であっているか。	A: 重点推進資器材を購入した場合、世帯数が50世帯を超えるごとに限度額に6千円が加算されます。最終的な補助額は、限度額の1/2です。資料にある補助金限度額早見表を参考にしてください。
8	Q: 女性用衛生用品やおむつは、補助金交付の対象となるのか。	A: 補助金交付の対象が否か判断するので、購入される前に、購入予定の製品を危機管理課にご相談ください。
9	Q: 令和6年度の補助金交付の実績を教えてください。	A: 令和6年度では、補助金の交付があったのは27団体で約250万円を補助しました。令和6年度の重点推進資器材の簡易トイレや保存食や保存飲料水の申請が多くございました。
10	Q: 消火器の設備点検委託料を補助対象にできないか。	A: ご質問の内容が、消防法に規定された集合住宅の「消防設備点検」のことであれば、それは集合住宅管理者の義務であり、居住者である市民によって構成される防災市民組織に対する補助金の対象にはできません。
11	Q: アマゾンの購入等はどうするのか。	A: アマゾンで購入しても、補助金交付対象のルール等は変わりません。ポイントで支払いした場合は、ポイント分は補助金の対象となりませんのでご了承ください。
12	Q: 備蓄倉庫は、本体に加え、土台となる「ブロック」等の付属物の購入も対象となるのか。	A: 対象になります。領収書に商品名を記入をしていただく際に、倉庫設置に関連するものだとわかるようにしてください。
13	Q: エアゾール消火器も認めていただきたい。	A: 消火能力や安全面が、一般的な蓄圧式や加圧式の消火器に比べて劣るため対象としておりません。
14	Q: 発電機の燃料費は補助金交付の対象か。	A: 補助金の交付の対象となります。